

北海道の新たなキャッチフレーズ「その先の、道へ。北海道」
サウンドロゴ使用手引

1 権利の帰属

サウンドロゴの一切の権利は、北海道に帰属します。

2 使用手続き

サウンドロゴは、この手引の遵守事項等をお守りいただければ、別記様式にて届出の上、どなたでも使用できます。

なお、北海道が主催・共催するものについては申請は不要です。

3 使用に当たっての遵守事項

次の事項に該当する場合は、使用することができません。

- (1) 北海道の信用又は品位を害すると認められる場合
- (2) 政治活動（選挙運動を含む。）や宗教活動に関する認められる場合
- (3) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (4) 北海道が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動などを支援・推奨・公認しているような誤解を招くおそれのある場合
- (5) サウンドロゴの改変等を行う場合
- (6) その他、北海道が適当でないと認めた場合

4 使用条件

- (1) 北海道が提供する音源データを使用すること。改変は行わないでください。
- (2) 使用料は無料です。
- (3) 原則として使用期限はありません。
- (4) 目的と異なる使用や遵守事項に反した利用をしたときは、使用者に対して改善を求めるとし、改善指示に応じない場合は、使用を中止していただきます。
- (5) サウンドロゴの使用によって生じる問題・トラブル等について、北海道は一切関知しません。
- (6) サウンドロゴを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。
- (7) この手引や遵守事項の内容は、予告なく変更することがあります。

5 申請および問い合わせ先

北海道総合政策部知事室広報広聴課広報企画グループ

T E L : 011-204-5111

F A X : 011-232-3796

E-mail : koho.kikakuc2@pref.hokkaido.lg.jp